

「母像」(市役所中庭)
大村清隆作 1980年

今号の紙面から

- 2
都市計画道路3・4・13号線
(牟礼地区)事業兼測量説明会
- 3
みとかフリーマーケット出店者
募集 5月13日(月)まで
- 5
社会教育会館にパソコン何でも
相談コーナーがオープン
- 6
高齢者入院見舞金の制度が変更
- 7
三鷹の森ジブリ美術館チケット
が7月分から1月単位での販売に

三鷹市広報番組 みる・みる・三鷹

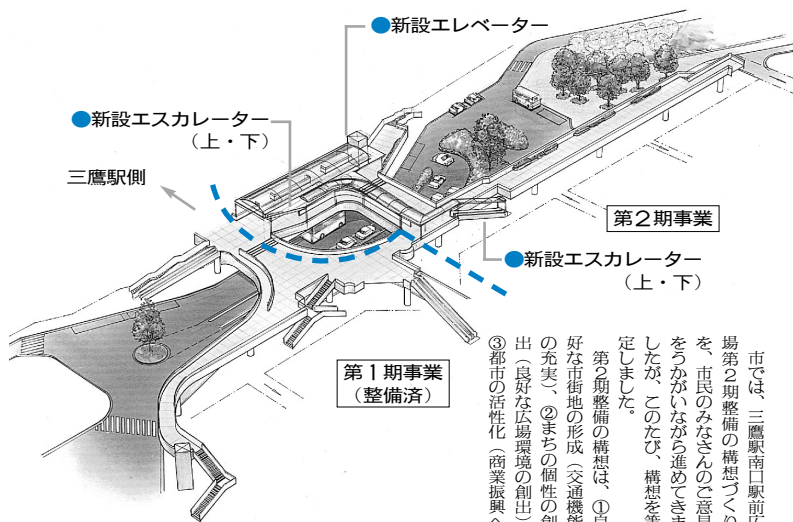
武蔵野三鷹ケーブルテレビ5CH
1日4回放送9:30/14:30/19:30/23:30

●第141回(5月5日~18日放送)
三鷹産業プラザ第二期棟/悪質商法防
止キャンペーン/杉浦茂「なんじゃら
ほいの世界」展

三鷹市市政情報番組 おはよう!三鷹市です

F.Mむさしの78.2MHz
月~金曜日10:20~25放送

三鷹駅南口駅前広場第2期整備構想イメージ図



28603・28604

構想のくわしい内容につい
ては、6月以降にホームペー
ジに掲載します。
今後は、早期完成に向け、
広場整備の細部についての検
討を進めるとともに、地権者
の協力を得て、用地取得に取
り組んでいきます。
※まちづくり建築課内線
28603・28604

市では、三鷹駅南口駅前広
場第2期整備の構想づくり
を、市民のみなさんのご意見
をうかがいながら進めてきま
したが、このたび、構想を策
定しました。
第2期整備の構想は、①良
好な市街地の形成(交通機能
の充実)、②まちの個性の創
出、③都市の活性化(商業振興へ
市民のみなさんには、平成
11年4月の構想案公表以降、
懇談会やアンケート調査、市
民プラン21会議の提言等を
通じ、数多くの意見をお寄せ
いただきました。こうした
みなさんの協力により、この構
想を取りまとめることができました。

三鷹駅南口駅前広場 第2期整備構想を策定

役割、④安心で安全なま
ちづくり(防災空間の確保)
という4つの視点を基本にし
ながら、エレベーターやエス
カレーターを増設するのバリ
アフリーの推進と玉川上水の
景観に配慮した緑の小広場の
整備、事業費の削減策を核
心とし、策定したものです。

臨時納税相談窓口を開設

5月25日(土)・26日(日)

※納税課内線2421・保険年金課内線2391

納税相談や納税をしたいけれども、土・日曜日しか時間がとれないという方のために、臨時納税相談窓口を開設します。ご利用ください。
◆日時 5月25日(土)・26日(日)午前9時午後5時
◆場所 市民税・都民税(普通徴収・特別徴収、固定資産税、償却資産税を含む)・都市計画税、軽自動車税、法人市民税については納税課(2階5番窓口)で、国民健康保険税についての相談・納付(納入)は保険年金課(市役所1階5番窓口)で。



納税課の職員が未納の方を訪問しています

市では、市民税(市民税、固定資産税など)の自主納付を促進するため、4月22日(月)~5月26日(日)の特別整理期間に、土・日曜日を含めて市民税の未納者宅へ納税課の職員が訪問しています。併せて夜間に電話による催告を行いますので、ご確認ください。
◆訪問時間 平日午前8時30分午後7時、土・日曜日午前8時30分午後5時
※納税課内線2421

田原総一郎さんの講演

5月18日(土)憲法を記念する市民のつどい
追加応募を受け付けます

多くの方のご要望に応じて5月10日(金)まで追加応募を受け付けます。

- ◆講師 田原総一郎さん(評論家・ジャーナリスト)
- ◆講演 「日本の行方を読む」
- ◆合唱 女声合唱「コール・あじさい」
- ◆朗読 第五中学校生徒による日本国憲法前文などの朗読
- ◆催し物コーナー など

5月18日(土)午後1時30分~4時(1時開場)三鷹市公会堂で。手話通訳、要約筆記あり。

5月10日(金)(消印有効)までに、往復はがき(1人1枚)の往信裏面に①「憲法を記念する市民のつどい」・②住所・③氏名、返信表面に自分の住所・氏名を記入し「〒181-8555三鷹市役所企画経営室」へ申し込む。定員860人(定員を超えた場合は抽選)。



※5月2日までに申し込んだ方には、7日以内に参加証を郵送します。

⇒企画経営室内線2115



安全で安心できるまちづくりのために

建築物の中間検査合格ステッカーを発行します

市では、新築の建築物について、完成前の建物の配置や構造上の安全性を確認するため、建築基準法に基づく中間検査を実施しています。5月から、この検査に合格したものに 대해서는「中間検査合格シール」を発行することになりました。

建築基準法に基づく中間検査は、阪神・淡路大震災で問題となったような建物被害を防ぐ目的で、平成11年の建築基準法の改正にともない制度化されたもので

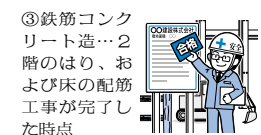
す。

◆検査の対象

- ①木造…3階以上の建築物
- ②木造以外…3階以上、かつ延べ面積500平方メートルを超える建築物

◆検査の時期

- ①木造…屋根工事が完了した時点
- ②鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造…1階の鉄骨、その他の構造部材の建て方工事が完了した時点



③鉄筋コンクリート造…2階のはり、および床の配筋工事が完了した時点
④①~③以外の建築物…2階の床工事が完了した時点
このステッカーは、建築場所に設置する「建築基準法による確認済」の看板に貼ることになります。

⇒建築指導課内線2824